

青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

青森市浅虫財産区議会の廃止に伴い、浅虫財産区管理会の設置及び組織に必要な事項を定めるため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

(1) 青森市財産区管理会設置条例

第 2 条の設置及び組織に係る規定に「浅虫財産区 委員 7 人」を追加

(2) 青森市浅虫財産区特別会計条例（附則による改正）

財産区議会を設置する財産区の特別会計について規定する「青森市浅虫財産区特別会計条例」を廃止

(3) 青森市財産区特別会計条例（附則による改正）

管理会を設置する財産区の特別会計について規定する「青森市財産区特別会計条例」に青森市浅虫財産区特別会計を追加

3 施行期日

令和 4 年 9 月 25 日

※現浅虫財産区議会議員の任期満了の日（令和 4 年 9 月 24 日）の翌日

【参 考】

■浅虫財産区議会の廃止

廃止理由	浅虫財産区の収入源である貸付収入が少なく、予算規模が縮小傾向にある中で、将来的に財産区議会を維持していくことが困難となる状況であり、財産区議会よりも簡素な審議機関である財産区管理会への移行が望ましいことから、財産区議会を廃止するもの。
廃止手続	地方自治法第 295 条に基づき、県知事が浅虫財産区議会に「青森市浅虫財産区議会設置条例を廃止する条例」を提案し、議決（浅虫財産区議会定例会 令和 4 年 3 月 2 日） ※施行期日：令和 4 年 9 月 25 日
廃止日	令和 4 年 9 月 25 日